

第90回近畿市議会議長会定期総会研修会
令和7(2025)年4月17日



『こどもまんなか社会』の推進のために 地方議会に期待されること

杏林大学客員教授
こども家庭庁参与
前東京都三鷹市長 (2003年～2019年)
元全国市長会こども子育て施策担当副会長 (2016年～2019年)

清原慶子

本日の構成

1. 基礎自治体における【二元代表制】の意義
2. 少子化と子どもをめぐる現状
3. 【子ども家庭庁】の設立と【子ども基本法】
4. 【子ども大綱】と【自治体子ども計画】
5. 子どもの【ウェルビーイング】と
【子ども・若者の意見表明機会の保障】
6. 【子ども政策と教育政策の連携】の必要性
7. 【子ども家庭庁】の【子どもまんなか実行計画】と
令和7（2025）年度予算の概要
8. 【子どもまんなかまちづくり】と【地方議会】への期待

*本講演で使用するうちの子ども家庭庁・文部科学省等の資料について、出典を示しつつ、講師が説明で強調したい点について赤字にしたり、下線を引いたりしていることをお断りします。

「京田辺市議会基本条例」平成26(2014)年10月1日施行

前文

地方公共団体は、その自治の範囲が拡大し、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大している今日、市民の声を反映する場としての議会は大きな責任を負っている。

市民から選ばれた京田辺市長とともに、同じく市民から選ばれた議員による京田辺市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、京田辺市の代表機関を構成する。

議会は、市民を主役とする民主主義の原則に沿って、市長と相互の緊張ある関係を保ちながら、市の最高意思決定機関として、市民の信託に応える責務を有している。そして自由かつ達な議論をとおして、論点、争点を明らかにして監視及び評価の機能を充実するとともに、政策形成能力の向上を図っていかなければならない。

このため京田辺市議会は、市民との信頼関係を不可欠と考え、市民への積極的な情報の公開と市民の意見の把握に努め、これに基づき議員による合議制の意思決定機関として、さらに市民の意思を反映させ、もって市民福祉の向上と市政の発展に全力を尽くすため、ここに議会の最高規範としてこの条例を定める。

「京田辺市議会基本条例」平成26(2014)年10月1日施行

目次

第1章 総則

第1条(目的) 第2条(議会の役割)

第2章 議会と議員の活動原則

第3条(議会の活動原則) 第4条(議員の活動原則) 第5条(会派)

第3章 市民と議会の関係

第6条(市民参加と市民との連携) 第7条(議会報告会)

第4章 議会の機能の強化

第8条(議会の議決事項) 第9条(調査機関の設置)

第5章 議会の運営及び委員会の活動

第10条(定例会の回数及び会期) 第11条(議員間の自由討議) 第12条(委員会の活動)

第13条(議会広報の充実) 第14条(議員研修の充実) 第15条(議会事務局の充実強化)

第6章 議会と市長等との関係

第16条(議員と市長等との関係) 第17条(議会審議における論点の明確化)

第18条(政策執行に対する議会の評価)

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

第19条(議員の政治倫理) 第20条(議員定数) 第21条(議員報酬)

第22条(政務活動費)

第8章 最高規範性と見直し手続

第23条(最高規範性) 第24条(見直し手続)

附則

「丹波篠山市議会基本条例」平成25(2013)年3月1日施行

前文

地方議会は、二元代表制の一翼を担う住民代表機関として、民意を幅広く吸収し、様々な争点を政治過程にのせることにより、市民福祉の向上を推進していくことが期待されている。また、地方分権、地域主権時代を迎え、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大したことにより、地方議会は持てる権能を十分に駆使して、行政監視機能と政策立案機能を充実、強化し、最良の意思決定に導く必要がある。

丹波篠山市議会(以下「議会」という。)は、これまでの取り組みを更に前進させ、地方分権、地域主権時代における議会が担うべき役割を果たすため、平成20年6月に議会のあり方研究会を設置して、議会改革に取り組んできた。

私たちは、先人がこれまで連綿と築いてきた議会活動の歴史と伝統を尊重するとともに、丹波篠山市の未来に向けた新たな価値の創造に責任を持たねばならない。そのためには、不変と可変を見極めた上で、改革を将来にわたって担保し、たえず見直し発展させる必要がある。このような認識のもと、不断の努力を重ね、市民に開かれた身近で信頼される議会、市民の負託に応えられる議会の実現を目指して、この条例を制定する。

「丹波篠山市議会基本条例」平成25(2013)年3月1日施行

目次

第1章 総則

第1条(目的)

第2章 議会及び議員の活動原則

第2条(議会の活動原則) 第3条(議員の活動原則) 第4条(会派)

第5条(議会改革に関する仕組みの設置)

第3章 市民と議会の関係

第6条(会議の原則公開と議会運営の情報開示) 第7条(行政視察) 第8条(傍聴者への配慮と資料の配付、貸与) 第9条(参考人制度の積極的活用) 第10条(請願者、陳情者からの意見聴取) 第11条(市民参加及び市民との連携) 第12条(議会報告会)

第4章 議会と行政の関係

第13条(緊張関係の保持と一般質問) 第14条(市長等への反問権の付与) 第15条(提案説明資料の充実) 第16条(議決事件の拡大)

第5章 自由討議の保障

第17条(議員間討議の積極的な活用) 第18条(政策討論会)

第6章 政務活動費

第19条(政務活動費の使途の公開)

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

第20条(議員研修会の実施) 第21条(事務局の拡充、整備、機能強化) 第22条(議会図書室の設置、充実) 第23条(議会広報等の充実)

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第24条(議員の政治倫理) 第25条(議員定数) 第26条(議員報酬)

第9章 最高規範性と見直し手続き

第27条(最高規範性) 第28条(議会及び議員の責務) 第29条(見直し手続き)

附則

「こども基本法」の概要<議員立法>

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども家庭庁のこれまでの主な取組み

1. 大綱、指針等

- ・「こども大綱」の策定（R5.12月閣議決定）
- ・「こどもまんなか実行計画の策定（R6.5月こども政策推進会議決定）
- ・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定（R5.12月閣議決定）
- ・「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定（R5.12月閣議決定） など

2. 制度改正等

- ・「こども未来戦略」（R5.12.閣議決定）子ども子育て支援法等改正（R6.6.成立）
- ・「こども性暴力防止法（いわゆる「日本版DBS」）の導入」の制定（R6.6月成立）
- ・R4年改正児童福祉法の施行（令和6年4月施行）
- ・障害児福祉サービス等報酬改定（令和6年4月実施） など

3. こども家庭庁としての新たな取組み

- ・こどもの意見聴取と政策への反映（「こども若者★いけんぷらす」の運営等）
- ・全てのこどもの居場所づくり
- ・こども・子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成（こどもまんなか応援サポーター）
- ・こどもDXの推進（母子保健、保育等） など

4. 府省横断・連携事項

- ・こどもの自殺対策の強化
- ・こどもの安全対策の推進
- ・こどもの貧困対策
- ・児童虐待防止対策
- ・地域におけるいじめ防止対策 など

5. 各種プラン等の推進

- ・新子育て安心プランの実施
- ・新放課後子ども総合プラン など

こどもの性暴力防止法・日本版DBS法の要点

- **法律制定の趣旨**: こどもを対象にした性暴力が、生涯にわたって回復しがたい重大な影響を与えるとして、学校だけでなく民間の事業者を含め広く、教員や保育などの従事者による性暴力を防止することを義務づけ
- 性暴力を防止する手段のひとつとして、事業者には、特定の性犯罪の前科の有無を確認することを義務付け、違反した場合、公表などの対象にする
- この仕組みが、いわゆる「**日本版DBS**」
DBS (Disclosure and Barring Service): 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み
- **義務となる施設**: 学校や認可保育所など、**法律上、認可の対象となっている施設は「義務」**
児童養護施設や障害児の入所施設、児童発達支援なども義務
- その他については、「**認定制度**」を設けて、研修や相談体制の整備など、一定の条件をクリアした場合は、前科の確認の対象
 - ・ 放課後児童クラブ=いわゆる学童クラブや認可外の保育施設のほか、学習塾やスイミングスクール、ダンスなどの芸能を教えるスクールなど、民間事業者も一定の**体制**があれば対象となり、認定を受けた事業者は国が公表
 - ・ 派遣や委託、無償のボランティアなどであっても、子どもに接する業務の性質によって対象
- **確認する性犯罪の対象期間**
 - ・ 確認する性犯罪は、**不同意**わいせつなどの刑法犯だけでなく、痴漢や盗撮などの条例違反も含む
 - ・ 性犯罪歴の確認の対象となる期間は**最長で20年**
 - ・ **拘禁刑で実刑の場合は、刑の執行終了から20年、執行猶予の場合は、裁判の確定日から10年、罰金刑の場合は、刑の執行終了から10年**
- **具体的な性犯罪歴の確認手順**
 - ・ 事業者がこども家庭庁に申請、その際に業務に就く予定の人が戸籍情報などの必要書類を提出するなど、本人も関わる
 - ・ 照会した結果、対象の性犯罪歴がなければ、「**犯罪事実確認書**」がそのまま事業者に交付
 - ・ **犯罪歴があった場合は、まず本人に事前に通知し、2週間以内であれば、訂正を請求できるほか、結果を受けて本人が内定を辞退すれば、事業者には犯罪歴が通知されることなく、申請が却下される**

【こどもまんなか社会】を進める 【二元代表制】の一翼である【市議会】の取組みの意義

「こどもまんなかまちづくり」の実現には
首長部局と教育委員会

【二元代表制】における【議会】

こども若者を含む

住民との目標の共有と民学産公官の協働による
地域の実情に適合的な創意工夫による取組が不可欠!



- 国の議院内閣制と異なる自治体における【二元代表制】の意義
- 基礎自治体を代表するのは市区町村長と【市区町村議会】の議長
- 市民によって信託される【市長と市議会の緊張と協調】が市政の安定に不可欠
- 各種条例、憲章等を含む市政の重要な理念・方針等には【議会の議決】が必須
- 予算・決算の審議に【議会の議決】、決算には【議会選出監査委員を含む監査】が必須
- 議会提案条例の提案、常任委員会・特別委員会等の審議の意義

講師による最近の寄稿等

- 「『少子化対策の推進により こども・若者が参画する『地方創生』へ』『特集：少子化対策の現在』
全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集『地方議会人』2025年2月号(株)中央文化社
- 「『第4期教育振興基本計画』『こども基本法・こども大綱』
『最新教育動向2025』明治図書 2024年12月
- 「『少子長寿社会における「こどもまんなかまちづくり」がひらく多世代参加のまちづくり』
『地域開発』最終号 2024年10月(一財)地域開発センター
- コラム『『自治：「自治体こども計画」にこども・若者の参画を』『自治日報』紙2024年3月18日』
- 「『基礎自治体の民主主義 —「市民参加」と「協働」の理念と実践—』石井洋二郎編『リベラルアーツと民主主義』水声社 2024年2月」
- 「『第4期教育振興基本計画の策定』『こども家庭庁の発足と取組』『最新教育動向2024』明治図書 2023年12月」
- コラム『『自治：「こどもまんなかまちづくり」で未来を切りひらく』『自治日報』紙2023年6月19日』
- 巻頭言「『『こどもまんなか社会』のために地方議会は積極的な取組みを!』
全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集『地方議会人』2023年4月号(株)中央文化社
- 「『『こども家庭庁』設立と『こども基本』施行により自治体が推進する『こどもまんなか社会』の政策の方向性』(特集：こども主体の教育・環境を考える)『地域開発』2023年冬号(一財)地域開発センター」
- 「『こども家庭庁の設立と都市自治体のこども政策の方向性』(特集：これからの都市自治体の子ども・子育て施策)『市政』2023年1月号 全国市長会」
- 巻頭言：「『『こども家庭庁』の設立と『こども基本法』の施行に向けて、こどもの生涯学習を考える』『埼玉教育』第76巻第5号 埼玉県立総合教育センター 2023年1月」
- 「『住民・地域コミュニティのためのDX——これからの自治体DXを担う職員像を“カキクケコ”を頭文字とするキーワードで考える』『自治実務セミナー』2022年9月号(特集1住民・コミュニティ行政のDX)(第一法規)」
- 「『地域情報化政策の系譜から地域コミュニティのデジタル化を考える』『地域開発』2022年春号(一財)地域開発センター」

講師による最近の寄稿等

●「【誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども家庭庁」】Child Research Net(CRN)論文・レポート

○その1:「こども家庭庁設立とこども基本法施行が同時であることの意義」

2023年10月20日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/312.html>

○その2:「こどもの意見表明権の保障」2023年10月27日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/313.html>

○その3:「こどものいじめの予防と対策について」2023年12月8日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/316.html>

○その4:「『こども大綱』について」2024年2月16日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/318.html>

○その5:「『孤独・孤立対策推進法』の施行と『こどもの居場所に関する指』について」

2024年5月10日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/320.html>

○その6:「乳幼児期の育ちをめぐる課題と『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)』について」 2024年8月30日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/323.html>

○その7:「こども・若者の性被害を防止する『日本版DBS法』について」 2024年9月20日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/324.html>

○その8:「『5歳児健康診査(5歳児健診)』の創設と適切なフォローアップ体制について」

2024年11月9日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/326.html>

○「こどもまんなか」の視点で乳幼児の育ちを支える「こども誰でも通園制度」について」

2025年4月7日配信

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/329.html>